

豊中市包括施設管理業務実施に向けた サウンディング型市場調査実施要領

1. サウンディング型市場調査の目的

豊中市では、公共施設管理業務の効率化と質の向上を図ることを目的とし、包括施設管理の導入を検討しています。

つきましては、本市における市場性の有無、業務範囲等について、民間事業者の皆様からご意見やご提案をいただきながら、公民連携によって、より良い公共サービスの実現を図る方策を検討するため、サウンディング型市場調査（以下、「本調査」という。）を実施します。

2. 本調査の概要

(1) 対象者

本市の包括施設管理事業への参画を検討している法人又は法人のグループ

(2) お伺いたいこと

- ① 本市における包括施設管理の市場性の有無及びその理由
- ② 包括施設管理のメリット・デメリット
- ③ 事業費、コスト削減に関する考え方
- ④ 市内事業者の受注機会及び地域経済の循環についての考え方
- ⑤ 災害時等における業務継続についての考え方
- ⑥ 付加価値として提案可能な業務
- ⑦ 契約締結までのスケジュール、業務期間及び履行体制の考え方
- ⑧ 受託事業者公募時に提示してほしい資料やその他の要望
- ⑨ 業務履行にあたり工夫、苦慮している点（他自治体での受託実績があれば）

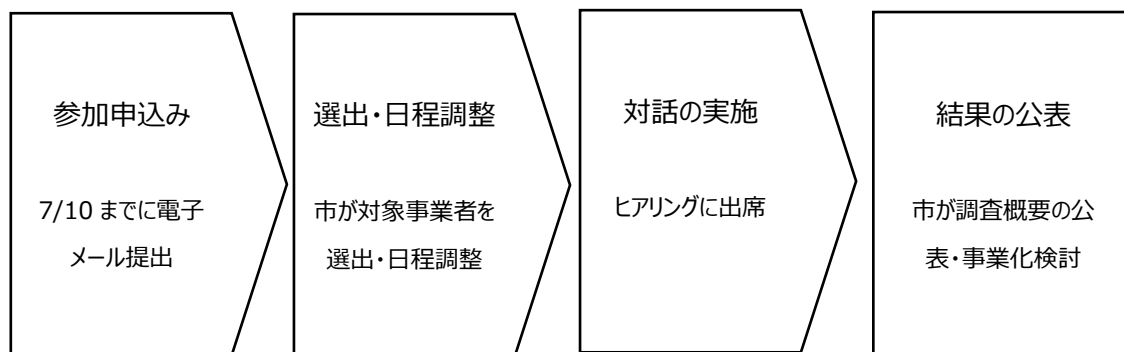
(3) スケジュール

実施内容	日程
実施要領の公表	令和元年(2019年)6月28日(金)
参加申込み期限	令和元年(2019年)7月10日(水)
対話	令和元年(2019年)7月16日(火)～7月24日(水)
調査結果の内容調整	令和元年(2019年)8月上旬予定
調査結果の公表	令和元年(2019年)8月下旬予定

※ 対話の実施状況等により、調査結果の内容調整や調査結果の公表の日程は変更させていただく場合があります。

※ 本調査後を踏まえ、事業実施の可否を判断します。事業実施となった場合、業務開始は令和3年度（2021年度）を予定しています。

3. 本調査の流れ



(1) 参加申込み

本調査への参加をご希望の場合は、別紙1「エントリーシート」及び別紙2「アンケート調査票」にご記入のうえ、**令和元年(2019年)7月10日(水)までに**電子メールで送信してください。提出先及び連絡先は、「6. 問合せ先・提出先」のとおりです。

エントリーシート及びアンケート調査票を受領した際には、市担当者から受領の旨返信いたします。送信後2営業日を過ぎても返信がない場合は、お手数ですがご一報いただきますようお願いいたします。

(2) 日時のご連絡

アンケートの回答内容をもとに、市が対話対象事業者を選定し、対象事業者のみ令和元年(2019年)7月19日(金)までに電子メール等で個別にご連絡します。

対象外となった場合は市から連絡はいたしませんので、予めご了承下さい。

実施日時は、月曜日から金曜日までの、午前10時から午後5時までの間で、所要時間は30分～1時間程度で設定します。(状況によって延長する場合があります。)

場所は、豊中市役所(大阪府豊中市中桜塚3-1-1)内になります。

(3) 対話の実施

対話は、事業者のアイデア・ノウハウ保護のため、個別に実施します。必要な資料がある場合は、当日持参してください。

必要に応じて追加でヒアリングをお願いする場合があります。

(4) 対話結果の内容調整・公表

本調査の概要は、事業者名及び非公表とすべき事業者のノウハウに係る部分を除き、豊中市ホームページ等で公表します。

公表前に参加事業者に内容の確認(事業者のノウハウを保護する観点)をお願いいたします。事業者からご質問をいただいた内容について、回答を公表すべきと判断したものについては、双方合意の上、調査結果と合わせて公表します。

4. 現在の施設管理業務委託状況について

包括施設管理の対象とする業務の範囲や対象施設、事業化の実施については、本調査等を参考に決定する予定であり、現時点では未確定です。

現状の施設リスト、主な施設管理業務委託内容は以下のとおりです。

(1) 豊中市の市有施設一覧

豊中市HPにて「施設カルテ」を参照してください。

(2) 施設管理業務委託内容

別紙3「施設管理業務一覧」を参照してください。

5. その他

(1) 参加の扱い

本調査で得られたご意見、ご提案は、包括施設管理の事業化にあたっての参考とさせていただきますが、本調査への参加の有無は、今後の事業者選定の評価等に影響を与えるものではありません。本調査に不参加の場合でも、今後事業者選定を行う場合の参加は可能です。

(2) 費用負担

本調査の参加に関する書類作成・提出等に係るすべての費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれ参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、本調査結果の公表や、今後の事業者選定に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

(4) 本市の公共施設マネジメントの基本方針

本市における公共施設マネジメントの基本方針は、別紙4「豊中市公共施設等総合管理計画」中の「IV. 公共施設等マネジメントの基本方針」を参考にしてください。

6. 問合せ先・提出先

豊中市財務部資産管理課管財係 担当：林・東田

住 所：大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

電 話：06-6858-2482（直通）

メール：kanzai@city.toyonaka.osaka.jp